

高松市保育所等整備事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、保育所等の施設整備等を行う社会福祉法人又は学校法人に対し、予算の範囲内で高松市保育所等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定め、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

（補助対象事業等）

第2条 補助対象事業、補助対象経費、補助対象者、補助対象施設及び補助金額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象者は、当該補助対象者に課せられた本市の市税のうち、次条の規定による交付申請を行う日以前に納期限（納期限が延長された場合の期限を含む。）が到来した税額（納期限の延長があった場合は、当該延長された納期限が当該申請の日の翌日以後に到来するものを除く。）を滞納していない者でなければならない。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、高松市保育所等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、高松市保育所等整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更交付の申請）

第5条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、高松市保育所等整備事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更の交付を決定し、高松市保育所等整備事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- （1） 補助事業者は、補助金の交付決定の対象である事業（以下「補助事業」という。）の内容のうち、次のアからウまでに掲げる事項を変更しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 利用定員

- （2） 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

- （3） 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- （4） 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りでない。

- （5） 前号ただし書の規定により、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入を得た場合には、市長は、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- （6） 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理す

るとともに、その効率的な運用に努めなければならない。

(7) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を確定させ、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部、本社又は本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をしなければならない。また、当該補助金に係る当該仕入控除税額に相当する額の補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(9) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。）の資金提供を受けてはならない。

(10) 補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(11) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（状況報告）

第7条 補助事業者は、補助対象の工事に着手したときは着手した日から5日以内に工事着工報告書（様式第5号）を、また、12月31日現在の工事進捗状況について翌年1月10日までに工事進捗状況報告書（様式第6号）をそれぞれ市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要があると認めるときは、補助事業者

に事業の状況に関する報告を求めることができる。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、補助事業の完了した日若しくは補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 7 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、補助事業が翌年度にわたるときは、第 6 条第 3 号に定める手続きを行ったうえで、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日までに、年度終了実績報告書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（交付指令等）

第 9 条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、高松市保育所等整備事業費補助金交付指令書（様式第 9 号）により、補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） この要綱に違反したとき。

（2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

（3） 補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。

（補助金の返還）

第 11 条 市長は、第 9 条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の支出方法）

第 12 条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、市長が特に必要があると

認めるときは、概算払とすることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表第 1 (第 2 条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象施設	補助金額
平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について(平成 21 年 3 月 5 日付け 20 文科初第 1279 号及び雇児発第 0305005 号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)別紙「安心こども基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)別添 1 第 3 項第 1 号③及び同項第 2 号③に規定する補助対象事業	管理運営要領別添 1 第 2 項第 4 号に規定する整備対象施設の設置主体(社会福祉法人又は学校法人に限る。)	管理運営要領別添 1 第 2 項第 2 号に規定する整備対象施設	香川県子育て支援対策臨時特例基金事業費補助金交付要綱(平成 24 年 4 月 1 日 24 子支第 15548 号香川県健康福祉部長通知別紙。以下「県交付要綱」という。)第 4 条に定める算出方法により算出された額に 2 分の 3(県交付要綱別表第 5 欄に掲げる補助率が 3 分の 2 の場合にあっては、8 分の 9)を乗じて得た額の範囲の額
管理運営要領別添 8 第 3 項第 3 号に	管理運営要領別添 8 第 2 項第 4	管理運営要領別添 8 第 2 項	県交付要綱第 4 条に定める算出方法により算

規定する補助対象事業	号に規定する施設の設置主体	第 2 号に規定する整備対象施設	出された額に 2 分の 3 を乗じて得た額の範囲の額
就学前教育・保育施設整備交付金の交付について(令和 5 年 8 月 22 日付)こども家庭庁発成事第 466 号こども家庭庁長官通知)別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」(以下「国就学前教育・保育施設交付要綱」という。)第 5 項に規定する施設整備	国就学前教育・保育施設交付要綱第 6 項の表の①欄の施設の種別ごとに③欄に定める設置主体(社会福祉法人又は学校法人に限る。)	国就学前教育・保育施設交付要綱第 6 項の表①欄に規定する施設	国就学前教育・保育施設交付要綱第 8 項第 1 号①に該当する事業にあつては同号①アにより算出した額の合計額と同号①イにより算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に 8 分の 9 を乗じて得た額の範囲の額、同号②に該当する事業にあつては同号②アにより算出した額の合計額と同号②イにより算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に 8 分の 9 を乗じて得た額の範囲の額、同号③に該当する事業にあつては同号③アにより算出した額の合計額と同号③イにより算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に 2 分の 3 を乗じて得た額の範囲の額、同項第 2 号①アに該当する事業

			にあつては同号①ア (ア)により算出した額の合計額と同号①ア (イ)により算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に8分の9を乗じて得た額の範囲の額、同号①イに該当する事業にあつては同号①イ(ア)により算出した額の合計額と同号①イ(イ)により算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に8分の9を乗じて得た額の範囲の額、同号②アに該当する事業にあつては同号②ア(ア)により算出した額の合計額と同号②ア(イ)により算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に8分の9を乗じて得た額の範囲の額、同号②イに該当する事業にあつては同号②イ(ア)により算出した額の合計額と同号②イ(イ)により算出した額の合計額のいずれ
--	--	--	--

		れか少ない方の額に 8 分の 9 を乗じて得た額の範囲の額、同号③アに該当する事業にあっては同号③ア（ア）により算出した額の合計額と同号③ア（イ）により算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に 2 分の 3 を乗じて得た額の範囲の額、同号③イに該当する事業にあっては同号③イ（ア）により算出した額の合計額と同号③イ（イ）により算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に 2 分の 3 を乗じて得た額の範囲の額、同号③ウに該当する事業にあっては同号③ウ（ア）により算出した額の合計額と同号③ウ（イ）により算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に 2 分の 3 を乗じて得た額の範囲の額、同項第 4 号①に該当する事業にあっては同号①ア
--	--	--

		により算出した額の合計額と同号①イにより算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に8分の9を乗じて得た額の範囲の額、同号②に該当する事業にあっては同号②アにより算出した額の合計額と同号②イにより算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に8分の9を乗じて得た額の範囲の額、同号③に該当する事業にあっては同号③アにより算出した額の合計額と同号③イにより算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に2分の3を乗じて得た額の範囲の額、同項第5号に該当する事業にあっては同号①アにより算出した額の合計額と同号①イにより算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に8分の9を乗じて得た額の範囲の額、同号②
--	--	--

			に該当する事業にあっては同号②アにより算出した額の合計額と同号②イにより算出した額の合計額のいずれか少ない方の額に2分の3を乗じて得た額の範囲の額、
認定こども園施設整備交付金実施要領（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定。以下「国認定こども園実施要領」という。）別紙1第3項第3号に規定する交付対象整備	国認定こども園実施要領別紙1第2項第3号に規定する施設の設置主体	国認定こども園実施要領別紙1第2項第2号に規定する整備対象施設	国認定こども園実施要領第2項に定める算出方法により算出された額に2分の3を乗じて得た額の範囲の額

別表第2（第2条関係）

補助対象経費	補助対象者	補助金額
平成27年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成28年1月14日厚生労働省発雇児0114第2号厚生労働事務次官通知）別紙「平成27年度保育対策総合支援事業	国小規模保育改修費等要綱第4項に定める対象事業者	国保育対策事業交付要綱第4項に定める算出方法により算出された額に2分の3（国保育対策事業交付要綱別表第5欄に定める補助率が3分の2の場合にあっては、

費補助金交付要綱」（以下「国保育対策事業交付要綱」という。）第3項第10号の規定に基づく、小規模保育改修費等支援事業の実施について（平成27年4月13日雇児発0413第21号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「小規模保育改修費等支援事業実施要綱（以下「国小規模保育改修費等要綱」という。）第3項に規定する経費		ては、8分の9）を乗じて得た額の範囲の額
国保育対策事業交付要綱第3項第13号の規定に基づく、幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業の実施について（平成27年4月13日雇児発0413第24号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業実施要綱（以下「国幼稚園改修費等要綱」という。）第3項に規定する経費	国幼稚園改修費等要綱第4項に定める対象事業者	国保育対策事業交付要綱第4項に定める算出方法により算出された額に2分の3（国保育対策事業交付要綱別表第5欄に定める補助率が3分の2の場合にあつては、8分の9）を乗じて得た額の範囲の額

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 項の規定は、この要綱の施行の日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の高松市保育所緊急整備事業費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 改正後の高松市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の高松市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 8 日から施行する。
- 2 改正後の高松市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行し、令和 7 年 9 月 1 9 日から適用する。